

奈良県告示第四百二十一号

基準点測量成果簿の保管及び閲覧に関する規程（昭和三十九年三月奈良県告示第四百九十四号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第二条第一項第一号中「担い手・農地マネジメント課長」を「農村振興課長」に改める。

第四条中「奈良県食と農の振興部担い手・農地マネジメント課」を「奈良県食農部農村振興課」に改める。